

担当府省ヒアリング説明資料 (デジタル化・ネットワーク化関係)

～著作権制度上の総合的検討、インターネット上のコンテンツ侵害対策～

著作権制度上の総合的検討・・・P1

インターネット上のコンテンツ侵害対策・・・ P12

平成23年12月21日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

著作権制度に係る課題への対応（文部科学省）

- 権利制限の一般規定の導入のための措置を実施し、今後、必要な対応について更に検討。
- 私的録音録画補償金制度の在り方について、利便性向上と権利保護のバランスについて検討し、その結果を踏まえ、関係者間の合意形成を目指す。関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会において検討、必要な制度改正案をとりまとめ。
- 著作権保護期間の延長について、諸外国の動向等を踏まえつつ、時宜に応じて検討。
- クラウド型サービスの著作権法上の位置付けや課題に関し調査分析を実施し、その結果を踏まえ必要な措置を実施。
- 著作権法上のいわゆる「間接侵害」について、文化審議会著作権分科会における検討を進め、当該検討結果を踏まえ、制度改正案の取りまとめといった必要な措置を実施。

法制問題小委員会における検討結果（Ⅰ 権利制限の一般規定について①）

（１）検討の背景

- 我が国の著作権法は、著作物の利用目的や利用態様等に応じて個別に権利制限規定を設けるといふ、権利制限規定の限定列挙方式を採用しているが、近年、米国著作権法107条（フェアユース規定）に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるといふ方式の権利制限規定（権利制限の一般規定）を導入すべきであるとの要請が、主に以下の指摘とともになされている。
 - 個別規定は厳格に解釈すべきと一般に理解されているため、個別規定のいずれにも該当しない著作物の利用は、それが権利者の利益を不当に害しないものであったとしても、形式的には権利侵害に該当し、著作物の円滑な利用を妨げている
 - 著作物を取りまく様々な環境の急激な変化に適切・迅速に対応し、利用の円滑化を図るためには、個別規定の創設や改正では限界がある

（２）権利制限の一般規定を導入する必要性 ①

- 本小委員会で実施した関係団体へのヒアリングでは、権利制限の一般規定の導入に賛成する意見として、
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、形式的には権利侵害となる利用については、利用者に対する萎縮効果がある
 - 著作物の通常の利用を妨げず、権利者の利益を不当に害しない利用であっても、個別規定の対象でなければ権利が働くため、新規ビジネスへの萎縮効果がある
 - 個別規定は、厳格に解釈すべきであると一般に理解されているため、個別規定の解釈等による解決には限界がある
 - 新たな権利制限が求められている利用形態について、その都度必要性等について審議し、関係者間の合意が得られ次第、個別規定を改正・創設する方法では、技術の急速な進歩等に伴い生じる新たな利用形態に対して、立法措置に時間がかかる
 - 導入に反対する意見として、
 - 権利制限の一般規定を導入しなければならないほどの重大な問題は生じていない
 - 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害行為者が蔓延する
 - 権利行使に係る訴訟コストなどの負担が権利者側にのみ増加し、実質的公平性を欠く
- 等の意見が出された。

法制問題小委員会における検討結果(Ⅰ 権利制限の一般規定について②)

(2) 権利制限の一般規定を導入する必要性 ②

個別権利制限規定の解釈等による対応可能性について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の解釈による解決には、今後、一定の限界があり得る。
- 民法上の一般規定に解決を委ねるよりも、著作権に特化した権利制限の一般規定を導入する方が、規律の明確化を図ることができると考えられる。

個別権利制限規定の改正等に時間がかかるとの指摘について

- インターネット等の技術の発展による著作物の利用形態・利用環境・利用手段等の多様化や、社会状況の変化等にかんがみ、個別規定の改正等による解決には、今後、一定の限界があり得る。

居直り侵害行為者の蔓延、権利者の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘について

- 権利制限の一般規定の導入により居直り侵害者が蔓延するとまでは考えられず、権利者側の負担増により実質的公平性を欠く等の指摘については、権利制限の一般規定の要件や趣旨等を明確にすることや、十分な周知を図ることにより、ある程度解消することが可能。

権利制限の一般規定を導入する効果について

- ヒアリング結果を踏まえると、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上、権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、企業をはじめとして法令遵守が強く求められている現代社会においては、利用者が権利侵害となる可能性を認識し、利用を躊躇する場合もあると考えられ、権利制限の一般規定の導入によりかかる萎縮効果が一定程度解消されることが期待できる。



権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。

法制問題小委員会における検討結果(Ⅰ 権利制限の一般規定について③)

(3) 権利制限の一般規定の内容

- ヒアリングで出された事例を分析・分類した結果、次のAからCの類型の利用行為を、権利制限の一般規定による権利制限の対象と位置付けることが適当。

A 著作物の付随的な利用

その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」

B 適法利用の過程における著作物の利用

適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

- 例) ・ CDへの録音許諾を得た場合におけるマスターテープ等中間過程での複製
・ 漫画のキャラクターの商品化を企画し、著作権者に許諾を得るにあたって必要となる社内用企画書等における当該漫画の複製

C 著作物の表現を享受しない利用

著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受（見る、聞く等）するための利用とは評価されない利用

- 例) ・ 技術の開発や検証のために、著作物を素材として利用する利用
・ ネットワーク上で複製等を不可避免的に伴う情報ネットワーク産業のサービス開発・提供行為

- なお、AからCの類型の利用行為であっても、権利者の利益を不当に害する可能性が否定できないため、社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずることが必要。

法制問題小委員会における検討結果（Ⅰ 権利制限の一般規定について④）

（４）その他の利用行為

既存の個別規定の解釈による解決可能性がある利用

- 裁判実務において、個別規定の解釈等により妥当な解決が図られており、また、必ずしも個別規定が常に厳格解釈されているものでもないことから、これらの利用は個別規定の解釈に委ね、一般規定の対象とする必要はない。

特定の利用目的を持つ利用（障害者福祉、教育、研究、資料保存といった目的の公益性に着目した利用）

- 既存の個別規定の関係を慎重に考慮する必要がある、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- パロディとしての利用については、いかなるパロディを権利制限の対象とするのか、現行法の解釈による許容性、同一性保持権との関係等、検討すべき重要な論点が多く、権利制限の一般規定にその解決を委ねるのではなく、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。

その他

- A～C及び上記のいずれにも該当しない利用については、権利制限の必要性を慎重に検討した上で、必要に応じて個別規定の改正・創設により対応することが適当。
- 他人の著作物利用行為に何らかの形で関与する行為（例：公衆への配信を前提としない録画転送サービス）については、間接侵害の問題として別途検討、対応すべきものであり、権利制限の一般規定を導入することにより解決できる性質の問題ではない。

法制問題小委員会における検討結果（Ⅰ 権利制限の一般規定について⑤）

（５）権利制限の一般規定を条文化する場合の検討課題

権利制限の対象とする支分権及び著作物の種類

- AからCの類型を対象とする権利制限の一般規定の適用を特定の支分権や特定の種類の著作物に限定する必要はなく、個別具体的な事案の下における一考慮要素としてとらえることが適当。なお、C類型に関しては、プログラムを実行してその機能を享受するための利用はこれに該当しないものと整理することが適当。

著作者人格権との関係

- AからCの類型の利用行為の性質を踏まえつつ、著作財産権の制限と著作者人格権の制限との関係に係る現行著作権法の考え方に十分留意しつつ、慎重な検討が必要。

既存の個別規定等との関係

- 具体的な規定の仕方により、個別規定の見直しの必要性等の取扱いが変わることが考えられ、慎重な検討が必要。
- 権利制限の一般規定の導入後も、必要に応じて、適宜個別規定の追加、見直しを行うことが適当。

関係条約との整合性

- ベルヌ条約等のいわゆるスリーステップテスト（(i)特別の場合、(ii)著作物の通常の利用を妨げない、(iii)著作者の正当な利益を不当に害しない。特に第一ステップ）に係る判断基準に留意することが必要。

強行法規性

- 個別規定と同様の考え方が妥当し、いわゆるオーバーライド契約の有効性の判断に当たっては、一般規定の趣旨等を総合的に勘案して対応することが必要。

刑事罰との関係

- 刑罰を定める法は、憲法31条（罪刑法定主義）に基づき、内容の明確性が要請される（明確性の原則）ため、一般規定の内容等の検討に当たっては、明確性の原則に十分留意することが必要。

実効性・公平性担保のための環境整備

- 懲罰的損害賠償制度やクラスアクション制度等の新たな法制度の導入については、慎重に検討すべきであり、また、権利制限の一般規定と併せてこれらの制度の導入が必要とはいえない。

法制問題小委員会における検討結果（Ⅰ 権利制限の一般規定について⑥）

（参考）諸外国の状況

米国

- 米国著作権法は、包括的な権利制限の一般規定として、107条（フェアユース規定）を設けており、別途、詳細な個別規定も置かれている。
- 米国においては、法の基本的部分の大部分が制定法ではなく判例法によって規律され、新しい法律問題を判断するに当たっては、従来の判例を解釈することで解決しようとする傾向が強く、フェアユース規定も、1841年以降の判例の積み重ねによる裁判上の法理を、1976年に明文化したもの。
- フェアユース規定は、技術革新に応じて柔軟に解釈できる条項である一方、具体的にどのような行為が該当するのか明確性に欠ける面がある。
- なお、米国型のフェアユース規定を導入している国は、台湾・イスラエル・フィリピン・スリランカ等に留まる。

英国

- 英国著作権法は、利用目的を「非商業目的の研究」「私的学習」「時事報道」「授業」等に限定した上で公正な利用を認める権利制限規定（フェアディーリング規定）を設けている。

大陸法系の諸国（ドイツ、フランス等）

- EC指令では、各国が著作権法において過剰な権利制限をしないよう、各国が導入可能な権利制限を限定的に列挙するとともに、いわゆるスリーステップテストについて規定しているため、米国型の一般規定を国内法に導入することはできないと一般に解釈されている。

私的録音録画補償金制度

1 制度の仕組み

1. 私的に使用することを目的として行うコピー（私的複製）は、著作権の例外として、権利者の許諾を得ずに行えることとされている。
2. デジタル方式の録音・録画技術の発達・普及により、高品質なコピーが大量に作成できるようになったことから、平成4年の著作権法改正により、私的使用のためデジタル方式の録音・録画を行う場合には、録音録画を行う者（利用者）が権利者に対して補償金支払いの義務を負うこととする「私的録音録画補償金制度」が導入された。
3. 製造業者等は、補償金の支払の請求及びその受領に関し協力義務を負う。
4. 指定管理団体*は、権利者のために補償金を受け取る権利を行使する。 *（一社）私的録画補償金管理協会、（一社）私的録音補償金管理協会

〔補償金制度の対象〕

○ 機器

デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器であって政令で定めるもの*（業務用の特別機能として録音録画機能が付いているもの、録音録画機能が附属的なものを除く）

○ 記録媒体

当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であって政令で定めるもの*

* 対象機器・記録媒体の範囲

<録音> MD、CD-R、CD-RWなど

<録画> D-VHS、DVD-R、DVD-RW、ブルーレイディスクなど

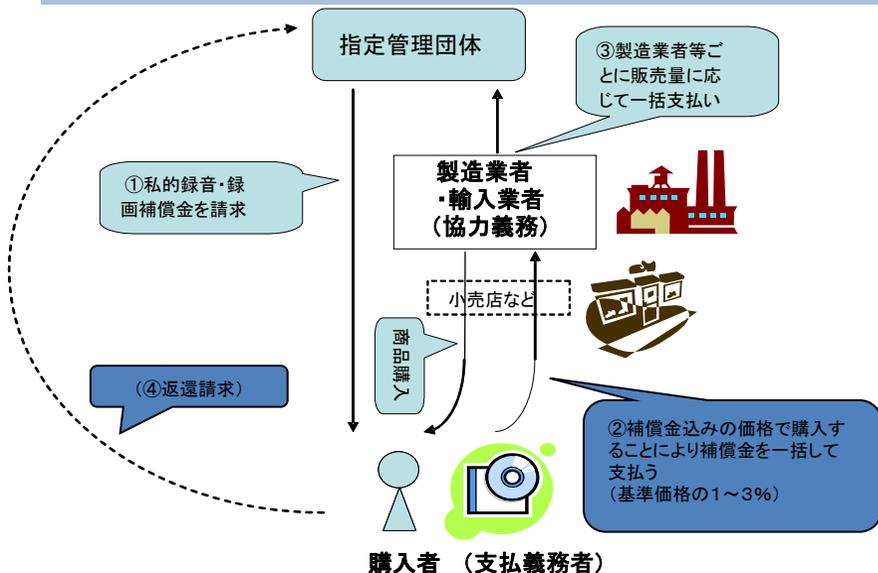
〔補償金の額〕

	特定機器	特定記録媒体
録音	基準価格*の2%	基準価格*の3%
	上限:シングルデッキ 1000円 ダブルデッキ 1500円	
録画	基準価格*の1%	基準価格*の1%
	上限:1000円	

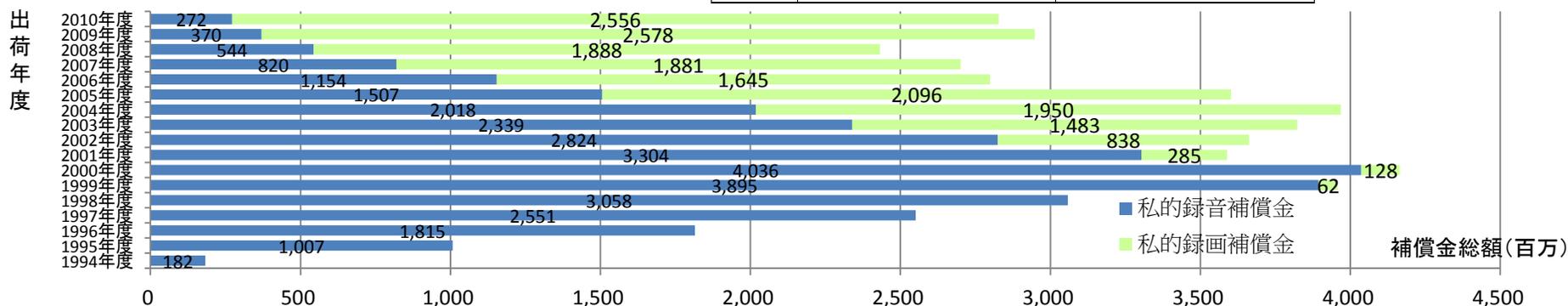
※基準価格

機器については、最初に流通に供した価格またはカタログに表示された標準価格の65%。

記録媒体については、最初に流通に供した価格またはカタログに表示された標準価格の50%。



2 私的録音録画補償金額の推移



保護期間の現状

現行の制度

現行著作権法の制定の際に(1970年)著作権関係条約の改正規定と他国の動向を考慮し、旧法の死後30年までとの年限に替えて、死後50年との年限を採用

一般の著作物	死後50年(写真は1996年から)
無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年(2003年までは公表後50年)
著作隣接権	行為後50年

※戦時加算: サンフランシスコ平和条約第15条(c)に基づき、連合国及び連合国民が戦前または戦中に取得した著作権について通常の保護期間に約10年を加算する措置。

諸外国の状況

- ・条約上の義務は死後50年までを保護すること(ベルヌ条約第7条)。
- ・これは最低限のものとされており、各国がそれ以上の年限とすることも可能。この点、現在、保護期間を死後70年以上とする国は、ベルヌ条約締結国164ヶ国中、72ヶ国

【参考】

- ◆ドイツ 1965年に、平均寿命の伸長等を理由に死後70年までに延長。
- ◆EU 1993年に、域内市場を円滑に機能させること等を理由に、死後70年に設定するよう指令
→イギリス(1995年)、フランス(1997年)等も当該指令を国内法制化。
- ◆アメリカ 1998年に、EU諸国との調和を図ること、著作権保護強化は国益になること、創作インセンティブを促進すること等を理由に、死後70年までに延長。
- ◆オーストラリア 2005年に、米豪FTAの締結に伴い、死後70年までに延長。
- ◆韓国 2011年に、米韓FTAの締結に伴い、死後70年までに延長。

保護期間の延長問題について

保護期間の延長(現行: 著作者の死後50年→欧米諸国並みの70年)について、関係者からは賛否双方の立場から意見が寄せられている。

延長すべきとする主な理由(メリット)

- コンテンツ取引の主な相手国である欧米との国際的な調和が保たれる。
- 知財立国を目指す中、将来的に漫画・アニメ等が海外進出するにあたって、海外での保護期間が延長されることにより国際収支の改善が見込まれる
- 保護期間の延長によりわずかでも収益の増加が見込めるのであれば、創作へのインセンティブとなる。
- 著作権に関して支払われる対価は創作者の創作活動の基盤となり、出版者やレコード会社による次代を担う才能に対する更なる投資が可能となる。

慎重に議論すべきと主張する主な理由(デメリット)

- 50年が国際基準(ベルヌ条約、TRIPS協定等)となっており、欧米以外のアジアやアフリカ諸国との調和が問題となる。
- 現時点において日本の著作権に係る国際取引の収支が赤字である中、保護期間の延長により、輸入超過の傾向が続くことにつながる。
- 保護期間の延長による収益の増加見込みは小さく、それが新たな創作のインセンティブになることは考えにくい。
- 著作物がパブリック・ドメイン(公有)となることによる①当該著作物の利用の拡大、②利用方法の革新(インターネット上のアーカイブ等)や、③二次的創作活動の推進等の著作物の利用の促進が図られなくなる。

※ 上記は、これまで文化審議会著作権分科会等で出された関係者の意見をまとめたもの



クラウドコンピューティングと著作権に関する調査研究

1. 背景

知的財産推進計画2011(平成23年6月)(抄)

- ・クラウド型サービスの環境整備
我が国におけるコンテンツ型クラウドサービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる。

文化審議会著作権分科会報告書(平成23年1月)(抄)

第2部 第1編「権利制限の一般規定」について

- ・クラウドコンピューティングの進展等、情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化については、今後もその動向に留意することが求められる。
- ・クラウドコンピューティングの進展等に伴う問題については、関係者の要望も強いことから、早期に検討する必要があると考える。

2. 調査研究の内容

- 平成23年7月より11月まで5回実施。(現在、報告書取りまとめ中)
- クラウドコンピューティングの概念と著作権法上の課題について検討。

(「クラウドコンピューティング」の概念)

関係者ヒアリングの結果、多くが技術的な定義(米国NIST)を意識せず、従来型のインターネットサービス等と同様のものとして捉えており、画一的に定まった概念は存在しないことが判明。

(著作権法上の課題例)

- ・ 著作物の複製行為の主体について
- ・ 複製行為の主体がユーザーと評価される場合の「私的使用」(30条1項)との関係について(30条1項1号の公衆用設置自動複製機器との関係等)
- ・ 送信行為の主体について
- ・ 著作権法上の「公衆」概念について
- ・ データセンター等でリスク分散等を目的として行われる複製について 等
→クラウド固有の課題は明確ではなく、多くは従来から存在した課題と考えられる。

(参考) 調査研究会構成委員

- 苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学 客員教授
- 奥邨 弘司 神奈川大学経営学部国際経営学科 准教授
- 楠 正憲 マイクロソフト株式会社法務・政策企画
総括本部 技術標準部長
- 平嶋 竜太 筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
- 前田 哲男 弁護士

(敬称略 ○は座長)

調査委託機関 (株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング

インターネット上のコンテンツ侵害対策

インターネット上のコンテンツ侵害への対応

(文部科学省)

- インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツの抑止に関し、中国、韓国政府への二国間協議による働きかけを行うとともに、WIPOとの協力事業による国際的枠組みにおける情報交換を実施。
- 著作権侵害が特に多発する海外のサイトへの対応に関し、WIPOとの協力事業での情報交換を実施するとともに、著作権団体に対するヒアリングを行い、現状を把握。
- 侵害発生国に対する著作権侵害コンテンツ対策の強化に係る働きかけに関し、中国、韓国政府への二国間協議による働きかけを行うとともに、知的財産保護官民合同訪中代表団やCODA(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構)による各種研究会に参加する等、民間活動を支援。

(総務省)

- 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者による「コンテンツ不正流通対策連絡会」を引き続き開催し、
 - ①国内外の動画投稿サイトにおける不正流通の検知・抑止技術等に関する詳細検討・実証、
 - ②P2Pファイル共有ソフトによる不正流通の抑止技術・注意喚起方策等に関する詳細検討・実証
 - ③国内外における動向の調査等を実施中。特に、①の実証の一環として、CODAを窓口として、中国の動画投稿サイト運営事業者に対する著作権侵害コンテンツの削除要請を実施。
- 「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」において検討を行い、その結果を踏まえ、被害者救済の観点から、省令に発信者情報開示の対象として既に規定されていた発信者のIPアドレスやタイムスタンプ等に加えて、携帯電話の個体識別番号を追加して、携帯電話を利用して権利侵害情報を発信した発信者をより特定しうるよう、省令を改正した。

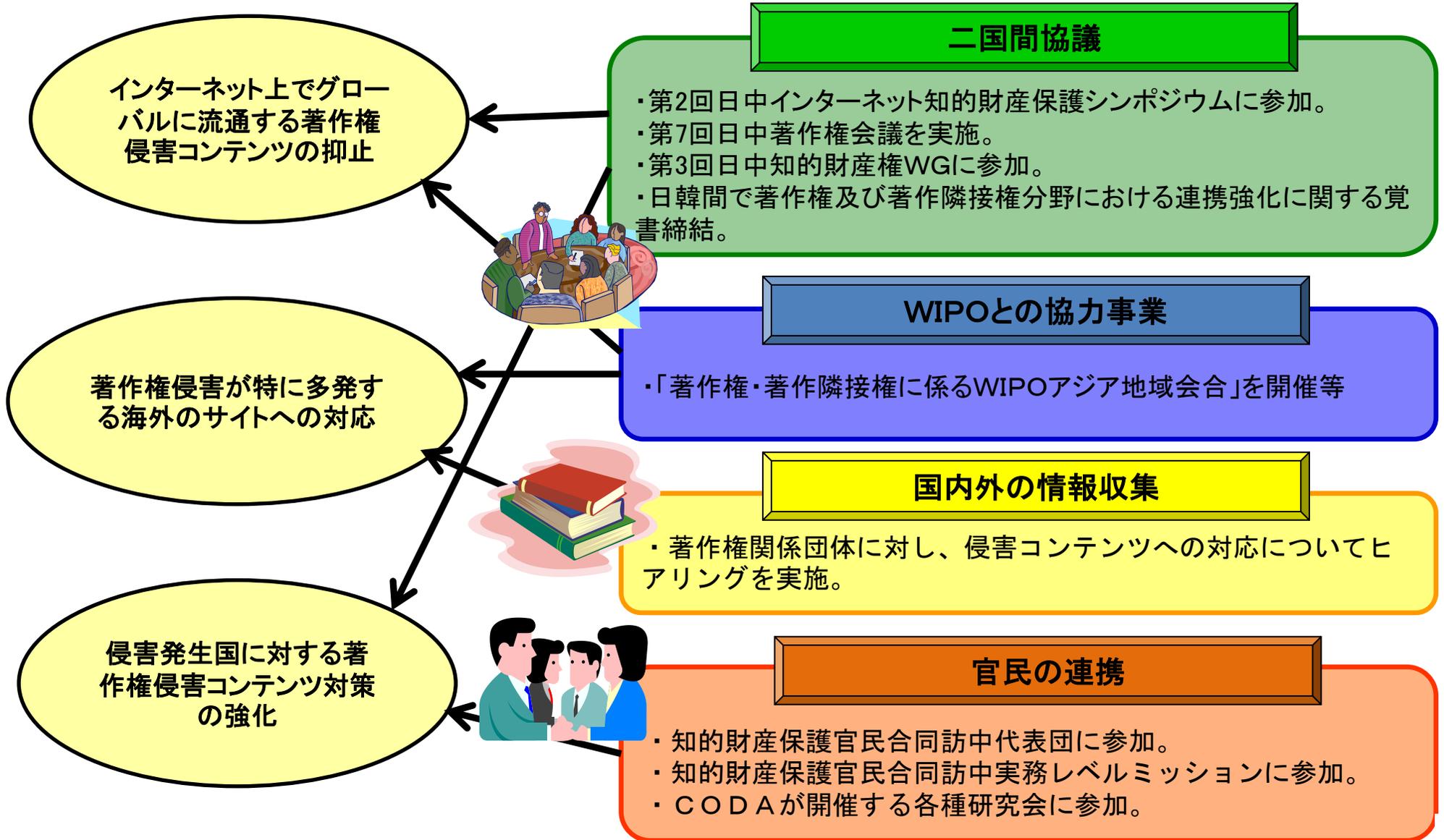
(経済産業省)

- CODAを窓口として、海外のプロバイダーに対する著作権侵害コンテンツの削除要請を実施した。また、CODAと中国の動画投稿サイト、韓国著作権団体連合会との間の著作権保護に係る覚書の締結を支援し、インターネット上のコンテンツ侵害対策等についての協力体制を構築した。さらに24年度は対象サイト、対象コンテンツ数を拡充させた削除要請の本格稼働を目指している。

知的財産推進計画2011「インターネット上のコンテンツ侵害対策」進捗状況

項目番号	項目名	施策内容	短期		進捗状況	
			2011年度	2012年度	これまでの具体的な取組状況	今後の具体的な取組予定
111		インターネット上でグローバルに流通する著作権侵害コンテンツを抑制する観点から、正当な権利者に関する情報を共有する仕組みを構築するため、国際的枠組での検討を進める。(短期)	海賊版による著作権侵害発生国における法整備、取締り強化を要請するため、著作権担当部局と定期的に協議を実施。また、WIPOとの協力事業をはじめとした国際的枠組において情報交換を実施。		【対中国】 ・第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウムに参加(2011年8月) ・第7回日中著作権会議の実施(2011年9月) ・第3回日中知的財産権WGに参加(2011年10月) 【対韓国】 ・日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書締結(2011年9月) 【対アジア】 ・「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を開催(2011年10月)	【対中国】 ・日中著作権会議の定期的な実施 ・日中の著作権集中管理団体による意見交換の実施 【対韓国】 ・第6回日韓著作権会議の実施 ・日韓著作権会議の定期的な実施
112	インターネット上の著作権侵害の抑制	著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。(短期)	WIPOとの協力事業や文化審議会著作権分科会国際小委員会といった場を通じた国内外の情報収集や必要な対策の取りまとめを実施。		・「著作権・著作隣接権に係るWIPOアジア地域会合」を開催(2011年10月) ・著作権関係団体に対し、侵害コンテンツへの対応についてのヒアリングを実施	・文化審議会著作権分科会国際小委員会における国内の権利者団体等からの情報収集
113		二国間政府協議や知的財産保護官民合同代表団(政府と国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)により構成)の派遣を通じ、侵害発生国に対して著作権侵害コンテンツ対策の強化を働きかける。また、海外のプロバイダーに対し、著作権侵害コンテンツを削除させるため、民間企業による一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の活用を促進する。(短期)	中国、韓国との二国間協議を実施。 知的財産保護官民合同訪中代表団への参加。 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による共同権利執行や侵害発生国の法制研究に関する活動を支援。		【対中国】 ・第2回日中インターネット知的財産保護シンポジウムに参加(2011年8月) ・第7回日中著作権会議の実施(2011年9月) ・第3回日中知的財産権WGに参加(2011年10月) 【対韓国】 ・日韓間で著作権及び著作隣接権分野における連携強化に関する覚書締結(2011年9月) 【官民の連携】 ・知的財産保護官民合同訪中代表団に参加(2011年4月) ・知的財産保護官民合同訪中実務レベルミッションに参加(2011年11月) ・CODAが開催する各種研究会に参加	【対中国】 ・日中著作権会議の定期的な実施 ・日中の著作権集中管理団体による意見交換の実施 【対韓国】 ・第6回日韓著作権会議の実施 ・日韓著作権会議の定期的な実施 【民間支援】 ・知的財産保護官民合同代表団への参加 ・CODAが開催する各種研究会への参加 【新規事業(概算要求中)】 ・「グローバルな著作権侵害への対応の強化」※事業の実施 ※「グローバルな著作権侵害への対応の強化」の概要 侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者等を対象としたフォーラムやセミナーを開催する。

知的財産推進計画2011 「インターネット上のコンテンツ侵害対策」進捗状況

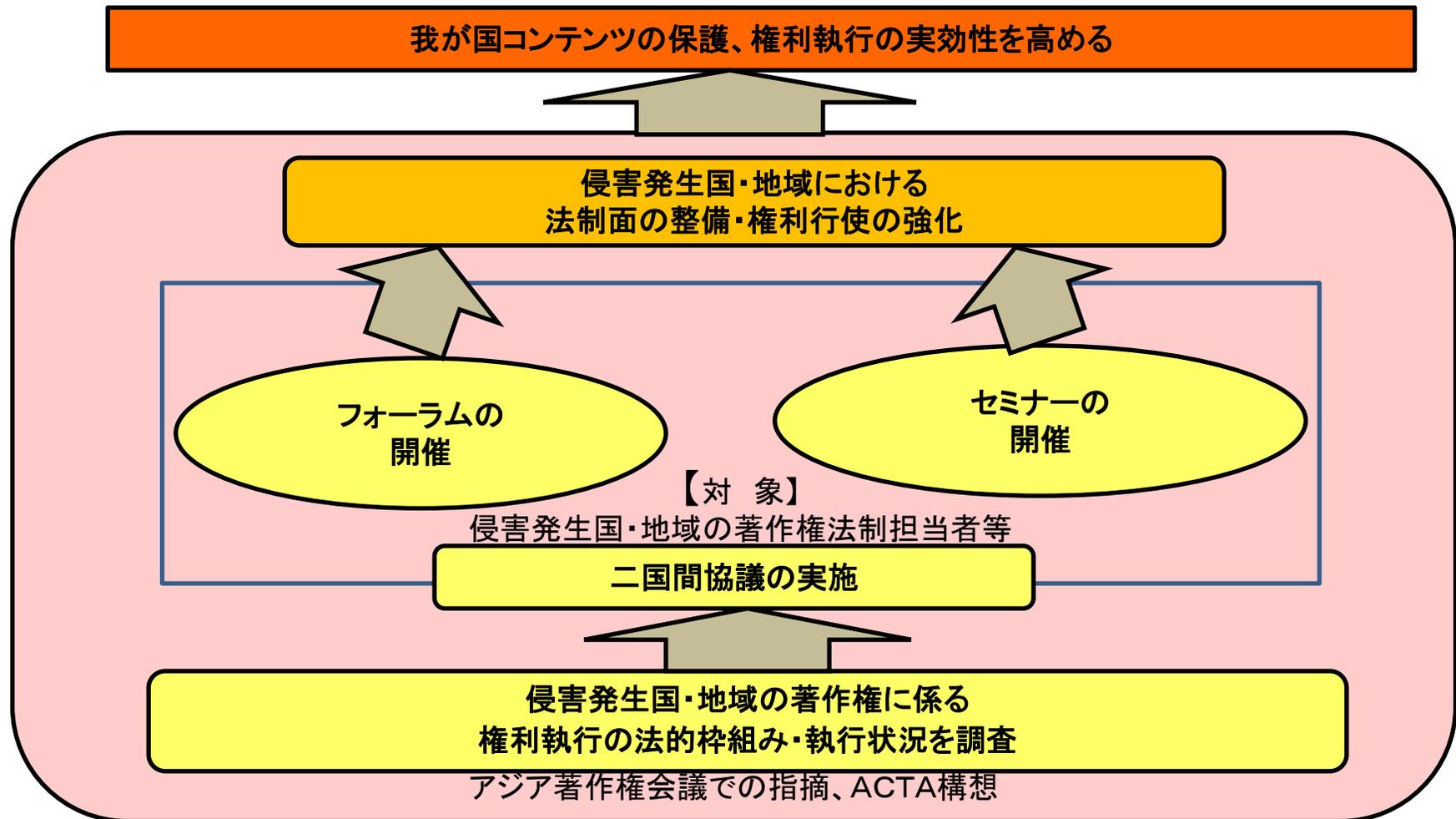


グローバルな著作権侵害への対応の強化【平成24年度新規概算要求事業】

＜概算要求額: 31,149千円＞

【概要】

侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み及び執行状況を調査するとともに、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するため、著作権法制担当者等を対象としたフォーラムやセミナーを開催する。



プロバイダ責任制限法（平成13年11月22日成立、平成14年5月27日施行）

背景

インターネット上に他人の権利を侵害する情報が流通した場合、インターネットへの接続サービス等を提供するプロバイダ等は、次のように、**被権利侵害者と発信者の双方から法的責任を問われるおそれがある。**

プロバイダ等の損害賠償責任の可能性

① 他人の権利を侵害する情報を放置	→	被権利侵害者から損害賠償請求の可能性
② 実際は権利を侵害していない情報を削除	→	発信者から損害賠償請求の可能性

➡ プロバイダ等において「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮した適切な対応が促進されることが必要。

プロバイダ責任制限法

（なお、同法の運用につき、民間の協議会が作成した、プライバシー・名誉毀損、著作権、商標権、発信者情報開示請求に関する各ガイドラインあり）

プロバイダ等の免責要件の明確化（法第3条）



被害者に対する責任

第3条第1項に該当すれば、免責

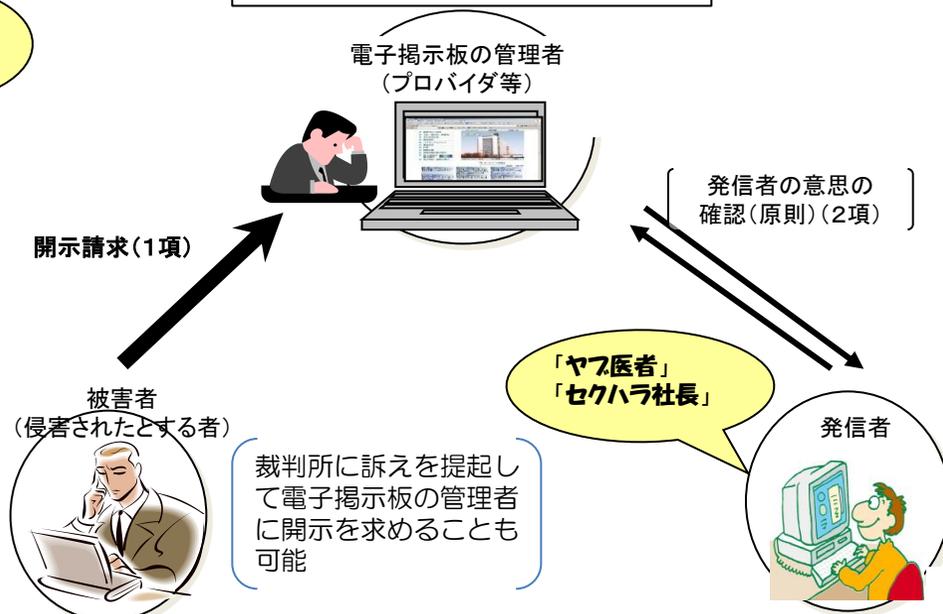
削除せず

削除

発信者に対する責任

第3条第2項に該当すれば、免責

発信者情報開示請求（法第4条）



利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

- 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催(座長:堀部政男一橋大学名誉教授)。
- 平成22年9月から新たに4つのWG(作業部会)を設置・検討した。

【構成員】

堀部 政男 (座長) 一橋大学名誉教授
相田 仁 (座長代理) 東京大学工学系研究科教授
岡村 久道 英知法律事務所弁護士
木村 たま代 主婦連合会
清原 慶子 三鷹市長

國領 二郎 慶応義塾大学総合政策学部教授
長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟事務局次長
野原 佐和子 イプシ・マーケティング代表取締役社長
藤原 まり子 博報堂生活総合研究所客員研究員
別所 直哉 安心ネットづくり促進協議会調査企画委員会副
委員長

桑子 博行 (社)テレコムサービス協会サービス倫理委員長 松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

I プロバイダ責任制限法検証WG (主査:長谷部恭男 東京大学大学院法学政治学研究科教授)

✓プロバイダ責任制限法(ネット上の権利侵害情報へのプロバイダの対応の在り方を規定)に関し、その運用状況や諸外国動向を踏まえ、同法改正の必要性等を検討。

II 電気通信サービス利用者WG (主査:新美育文 明治大学法学部教授)

✓電気通信サービス利用者保護に関する関係者の取組状況や効果を検証し、利用者に対する契約締結前の情報提供の在り方、契約締結時の説明の在り方、契約締結後の対応の在り方について検討。

III 迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG (主査:新美育文 明治大学法学部教授)

✓平成20年12月の改正特定電子メール法附則の施行3年後の見直し規定を受け、今後の迷惑メール対策として必要な措置を検討。

IV 青少年インターネットWG (主査:堀部政男 一橋大学名誉教授)

✓携帯電話のフィルタリングの更なる普及等を図るため、スマートフォン等の新たな端末の登場に伴う課題等を検討。

「プロバイダ責任制限法検証WG」における検討について

プロバイダ責任制限法検証WG設置の背景

平成23年度には、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年1月30日法律第137号))が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、平成22年5月に策定された「知的財産推進計画2010」も踏まえ、事業者等による同法の運用状況やインターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

プロバイダ責任制限法検証WGの体制

主査 長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 主査代理 森田 宏樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 大谷 和子(株式会社日本総合研究所法務部長)
 佐伯 仁志(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 島並 良(神戸大学大学院法学研究科教授)
 平野 晋(中央大学総合政策学部教授)

山下 純司(学習院大学法学部教授)
 山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)
 オブザーバ 内閣官房知的財産戦略推進事務局
 オブザーバ 法務省民事局参事官室
 オブザーバ 文化庁著作権課

検討経過

H22・10月	11月	12月	H23・1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
10/18 第1回WG	11/30 第2回WG	12/21 第3回WG	1/25 第4回WG	2/3 第5回WG	2/28 第6回WG	3/8 第7回WG	4/21 第8回WG	6/3 親会	7/20 親会
<ul style="list-style-type: none"> ○事務局からプロバイダ責任制限法の現状と課題について説明 ○自由討議 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者からのヒアリング① ・日本音楽著作権協会 ・日本レコード協会 ・コンピュータソフトウェア著作権協会 ・ユニオン・デ・ファブリカン 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者からのヒアリング② ・ニフティ株式会社 ・日本インターネットプロバイダー協会 ・テレコムサービス協会 ・インターネットユーザー協会 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別論点について討議 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別論点について討議 ○諸外国制度ヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係者からのヒアリング③(弁護士) 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別論点について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○提言親会報告案の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○提言パブコメ案の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○提言の取りまとめ

「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」概要及びフォローアップ状況

提言(平成23年7月21日公表)

- プロバイダ責任制限法について運用状況を踏まえ検証した結果、現時点で法改正する必要性は特段見受けられない。
- 携帯電話による通信においてIPアドレスでは発信者を特定できない場合があるため、発信者情報開示の充実が図られるよう開示対象に携帯電話の個体識別番号を新たに追加するよう総務省令の改正を検討すべき。



平成23年9月15日に発信者情報開示に関する関係省令を改正

携帯電話端末のいわゆる「個体識別番号」を、開示される発信者情報の範囲に追加。

- 発信者情報開示の迅速化が図られるよう関係者間の意思疎通を円滑にすることをガイドラインに追加するため、また、プロバイダ等の適切な判断が図られるよう新たな裁判例をガイドラインに追加するために、ガイドライン等検討協議会において、ガイドラインを改訂することが望ましい。



平成23年9月「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」にて、関係ガイドライン改訂

- ・ 名誉毀損・プライバシー関係ガイドラインについては、主に裁判例を追記
- ・ 発信者情報開示関係ガイドラインについては、主に裁判例及びP2Pによる権利侵害に関する対応等を追記、弁護士による開示請求の簡素化

コンテンツ不正流通対策に関する実証実験

施策の目的

インターネット上のコンテンツの正規流通ビジネスを阻害する、権利者の許諾を得ないコンテンツの流通(不正流通)への対策を図ることにより、権利者が適正な対価を得られる環境の整備を通じて、インターネット上でのコンテンツの二次利用の促進を図る

現状及び課題

インターネット上での動画投稿サイトやP2P(ピアツーピア)ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が横行。また、多数の一般利用者は著作権侵害に対する意識が希薄であり、無意識に権利侵害に荷担している恐れも指摘されている。

不正流通の横行により、権利者が適正な対価を得られていないほか、放送事業者・番組制作会社等の正規ビジネスの拡大を阻害しているが、コンテンツ不正流通が社会問題化しているにもかかわらず、放送事業者、権利者、等の関係者が協力した対策が行われていない。

コンテンツ製作者は、適正な対価を得つつ、利用者は、安心してコンテンツを利用できる環境の醸成が必要

施策の内容

平成22年度においては、国内外の動画投稿サイト及びP2Pファイル共有ソフト(Winny等)上でのコンテンツの不正流通の検知・削除依頼等のシステムに関する検証を行った。

平成23年度においては、平成22年度の検証を踏まえ、不正流通の検知の迅速化に向けた検討、不正流通コンテンツの削除率の低い中国の動画投稿サイトに対する削除要請の実施、P2Pユーザーへの啓蒙・警告(注意喚起)に関する検証等を行う。

